

税制活用 オンラインセミナー



初級編

令和8年10月5日(月) 13:30~14:50

国際物流特区制度と産業イノベーション特区制度の基礎とメリットを分かりやすく解説!

開催概要

対象: 制度の活用をはじめて検討している企業の経営者・経理担当者、
沖縄税理士会所属の税理士・税理士事務所職員
※対象企業は裏面をご覧ください。

形式: Zoomによるオンライン開催(参加無料/定員100名)

後援: 沖縄税理士会

プログラム

知っておきたい! 自社での活用がわかる特区制度の概要と活用法

講師: 鈴木和子税理士事務所 鈴木 和子 氏

POINT

- ・二つの特区制度の基礎とメリット
制度の全体像やメリットについて、基本から丁寧に伝えします。
- ・事前認定等手続きをわかりやすく解説
事前認定の資料を提供し、手続きのコツを説明しながら不安を解消します。
- ・専門用語もやさしく解説
難しい用語や基礎知識を丁寧に伝え、しっかりわかるように解説します。

特区税制の活用事例や申請方法のポイントについて

説明: 国際物流特区・産業イノベーション特区セミナー事務局

うるま市固定資産税の課税免除について 15:00~15:30

主催: うるま市 経済産業部 産業政策課

対象: うるま市立地企業

税制活用セミナー終了後、うるま市によるうるま市の固定
資産税免除の説明会を開催します。

※参加をご希望の方は、お申し込みの際に応募フォームにて
ご選択ください。

同時開催

お申込み

申込締切: 令和8年10月1日(木)

申込方法: QRコードまたは下記URLより

応募フォームにてお申し込みください。

<https://questant.jp/q/tokku2026-1>



実務編

① 令和8年10月19日(月) 13:30~15:30

※両日とも同内容です。

② 令和8年10月21日(水) 13:30~15:30

ご都合の良い日程をお選びください

国際物流特区制度と産業イノベーション特区制度の「手続の壁」を突破する実践的なノウハウ!

開催概要

対象: 対象企業の経理責任者及び実務担当者、沖縄税理士会
所属の税理士※対象企業は裏面をご覧ください。

形式: Zoomによるオンライン開催(参加無料/定員100名)

後援: 沖縄税理士会

プログラム

実務で迷わない特区制度の活用ノウハウと実務上の留意点について

講師: 鈴木和子税理士事務所 鈴木 和子 氏

特区税制の活用事例や申請方法のポイントについて

説明: 国際物流特区・産業イノベーション特区セミナー事務局

POINT

- ・事前申請の手続きを具体的に解説
申請フォームを用い、内閣府・県知事申請に必要な情報や添付資料を明確化。
- ・申請に必要な「参照資料」を配布
手順や必要情報をまとめた資料を配布し、受講後のスムーズな申請をサポート。
- ・特区制度の活用ノウハウを伝授
実際の申請や手続きで迷わないよう、実務上の留意点や重要ポイントを解説。

お申込み

申込締切: 令和8年10月15日(木)

申込方法: QRコードまたは下記URLより

応募フォームにてお申し込みください。

<https://questant.jp/q/tokku2026-2>



国際物流拠点産業集積地域制度 & 産業イノベーション促進地域制度の概要

沖縄県では、制度の活用による、地域の産業振興と新たな雇用の創出、自立型経済の構築を目指しています。

国際物流拠点産業集積地域制度とは？

税制上の特例措置

法人税の所得控除	指定を受けた事業から生じた所得の最大40%を控除(10年間)
投資税額控除または特別償却	工場や生産設備等の取得に対し、投資税額控除または特別償却を適用可能
地方税の課税免除	取得による不動産取得税・固定資産税及び事業税の課税免除

その他の支援措置

中小企業信用保険法の特例、沖縄県の融資制度(沖縄振興特別措置法関連資金)、沖縄振興開発金融公庫による低利融資制度、保税地域の許可手続等の特例

対象地域

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区(一部地域)
うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区、仲嶺・上江州地区、
平安座地区、池武当地区)
南風原・八重瀬地区(一部地域)

対象事業

①製造業 ②卸売業 ③倉庫業
④道路貨物運送業 ⑤特定の機械等修理業
⑥特定の無店舗小売業 ⑦特定の不動産賃貸業
⑧航空機整備業

詳しくは、沖縄県のホームページを参照ください。国際物流拠点産業集積地域制度の概要
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1010203/1018722/1010218.html>

産業イノベーション促進地域制度とは？

税制上の特例措置

投資税額控除または特別償却	工場や生産設備等の取得に対し、投資税額控除または特別償却を適用可能
地方税の課税免除	事業用設備等の取得に伴う事業税・不動産取得税・固定資産税の軽減措置

その他の支援措置

中小企業信用保険法の特例、沖縄県の融資制度(沖縄振興特別措置法関連資金)、沖縄振興開発金融公庫による低利融資制度

対象地域

沖縄県内全域(41市町村)

対象事業

①製造業 ②卸売業 ③倉庫業
④道路貨物運送業 ⑤自然科学研究所
⑥電気業(要件あり) ⑦ガス供給業(要件あり)

詳しくは、沖縄県のホームページを参照ください。産業イノベーション促進地域制度の概要
<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1009880/1010202.html>

《沖縄県 企業立地推進課 委託事業》

お問い合わせ先

国際物流特区・産業イノベーション特区セミナー事務局(平日10時~16時)

〒902-0067 沖縄県那覇市字安里205-1(株式会社エマエンタープライズ内) TEL: 098-911-5329 E-mail: tokku@ema.co.jp